

総務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
27	地方に対する規制緩和	その他	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるように同法に規定を設けること。	本市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。			内閣府、総務省	京都市		新潟市、熊本市	○本市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考えられる。 ○本市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、本市でも効率的な業務委託を実現できると考える。	【内閣府】 ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和56年法律第87号)以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。 ○地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務については、私人に委託することは、公金取扱いに関し適性を欠く恐れはないものと思料。 【総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	京都市で行われている放置自転車等の撤去及び保管等については、京都市の条例を根拠としているが、その条例の基となるのは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下、「自転車法」という。)である。 このため、京都市の放置自転車等の撤去及び保管等に係る費用の性質及び当該費用の徴収・収納事務を私人に委託することの可否については、自転車法における解釈によるものと考えおり、対外的な説明が求められた際には、自転車法に基づき説明をする必要があるところであるが、関係府省からの1次回答だけでは当該事務の私人委託の可否が不明確であるため、次の3点をお願いしたい。 1 自転車法第6条第5項に規定する放置自転車等の撤去及び保管等に要する費用が地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入に該当するかを明確にしていたいただきたい。 2 上記費用の性質の明記が難しい場合には、当該費用の徴収・収納事務を私人への委託が可能であることを明記していただきたい。 3 上記について明記した通知の発出をお願いしたい。
28	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限請求に伴う損害賠償金について、取事務を私人に委託できる制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限請求に伴う損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納するよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。(この条例・規則は、公営住宅法第29条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。 当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。 退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。	専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収業務を効率化することができる。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	奈良県		宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県	○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額(以下、損害賠償金という)を徴収することとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 ○本市においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定し、本市市営住宅条例施行規則第26条第2項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額」と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去時の建物修繕費に關しても、私人委託ができないため同様の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去した者は、敷金が滞納家賃に充てられるため、ほぼ建物補修費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行う一方、建物補修費は職員から催告を行う形となり、非効率が生じている。 ○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改正により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。 ○当県では、県営住宅における高額所得者への住宅明け渡し請求(県営住宅条例第29条第3項)を実施しているが、明け渡し期限後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の2倍の額を損害金として徴収している。(県営住宅条例第30条第2項)当該損害金は、地方自治法施行令第158条に規定されないため、県で設定及び徴収しているが、性質的には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収業務を実施した方が効率的と考える。 ○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。	【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。 なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考える。 【国土交通省】 平成30年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の歳入の私人への徴収委託については、地方自治法施行令第158条に規定があるところ、同条第1項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らで徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとあり、個別法において徴収委託を可能とする規定をおくことを検討するとしても、上記回答を参考として、個別法に徴収委託の規定をおいている介護保険法等の例を見限り、委託先を特に限定せず単に「私人」とする場合には、同様の性質が認められると認められることから、ご提案の公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とすることは困難であると考えられる。 ここで、公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事業主体である各地方公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」という点については、法令上担保されているとはいえないと考える。 また、仮に本提案が実現したとしても、明渡し請求に係る損害賠償金は公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収委託できないのであれば、本提案実現による効果にも疑義が生じると考える。(なお、住居等を毀損した場合の損害賠償金についても、その程度に応じた額がその額度設定されることが容易に想定しうることから、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」と言えないことは同じである。) なお、不正等に係る金額の徴収事務について、一般私人に委託していない例が他にもあるのであれば、そうした事務を委託することは是非について包括的に議論されるべきであり、公営住宅だけを取り上げて議論すべき内容ではないと考える。		

総務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出日以降の対応方針に変更があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>	<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務について、私人に委託することが可能であることを、その根拠を整理した上で、地方公共団体に通知していただきたい。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するとの趣意に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。</p> <p>【総務省】</p> <p>総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(1)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87)</p> <p>市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。</p> <p>(関係府省:内閣府)</p> <p>[措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]</p>	通知	令和元年12月5日	<p>[措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]</p>	
<p>【福島県】</p> <p>回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いがたいため、徴収委託を可能とする趣意の性質を満たしていない、とされている。</p> <p>一方、当県を含む各事業主体の主な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一体的な回収ができないことである。</p> <p>損害賠償金の金額の決定(調定)を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかという点である。</p> <p>損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。</p> <p>【愛媛県】</p> <p>総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法(個別法)の改正で対応するものと考えており、一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なもの(機械的に算出されるもの)」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法(個別法)での対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えている。</p> <p>総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した徴収・収納が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がるとともに、当該損害賠償金と同時に発生することも多い滞納家賃の徴収・収納事務との一体的・効率的実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。</p> <p>○地方自治法第243条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない趣意の徴収・収納事務について、一般法である地方自治法施行令で画一的に制限緩和することは困難だとしても、地方公営企業法において、個別の収入ごとに制限を緩和することも可能ではないか。</p> <p>○国土交通省の第1次回答においては、個別法で規定を置くとしても「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」である必要があるとの考え方が示されているが、当該金額の算出根拠等が法令に明記されていなくても、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって告示等で広く周知されていれば客観性を担保することが可能であり、個別法で徴収・収納事務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。</p> <p>○1次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の催告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないことが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることについて、2次ヒアリングまでに検討していただきたい。</p>	<p>【総務省】</p> <p>1次回答のとおり、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であり、本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。</p> <p>なお、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることから、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止している地方自治法第243条の規定の趣旨に留意する必要がある。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>本件損害賠償金の徴収について、その額の決定までを含め、包括的に委託を可能とすることが困難であることは1次回答及び提案募集検討専門部会提出資料で述べたとおりである。但し、当該徴収業務のうち、補助行為や事実行為にあたるものとして委託可能な業務については、その範囲を明らかとし、事業主体の業務効率化につなげることとした。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(7)公営住宅法(昭26法193)</p> <p>公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p> <p>(関係府省:国土交通省)</p>	通知	令和2年3月24日	<p>公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲について通知した。(令和2年3月24日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
32	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	マイナンバーカード本体と搭載された電子証明書の有効期間が一致していないことについて、有効期間の一致を含め、必要な対策を講じることにより、所有者の認識誤りによる電子証明書の失効を防ぐことができる。また、国や自治体への問い合わせが軽減されることが期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	特別区長会		吉小牧市、中津市、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、期震市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市	<p>○有効期限の相違によるトラブルについては、おそらく全市町村が懸念している。</p> <p>○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識がしづらい。</p> <p>○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していくならば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎると判断される。</p> <p>○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。</p> <p>○マイナンバー制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために住民が市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方法を検討するよう要望する。</p> <p>○当市では、マイナンバーカード交付時に券面に電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致していないことに対する苦情を受けることもある。個々への更新案内があった方が良いと思うものの、現行の住基ネットワーク機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間を要し、市町村の負担となる。</p> <p>○当市にも同様の問い合わせは数件あり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いと思うが、暗号化技術の衰退等危険性があるのでは、必ずしも同時である必要はないと考える。ただし、当市で有効なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を一括で把握できる機能があれば、市町村ごとに対応策も出てくると想定する。</p> <p>○交付時の有効期間の説明時に、「分かりにくい」と苦情をもらうことが多い。</p> <p>○マイナンバーカードの普及促進に取組んでおり、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが加わることで、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでカード利用ができないことでの問い合わせや、カード所持者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いることになる。</p> <p>○住基ネットワーク端末の設置数等の物理的制約により、マイナンバーカードを扱うことができる窓口ブース数は限られる。そのため、更新手続きが多いほど滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。</p> <p>○交付の窓口で、日常的に来庁者から電子証明書の有効期間について懸念や要望が多数聞かれる。具体的には「免許証のように通知が来ると思っていた」「5年後に必要な事項を覚えていない自信がない」「いざ必要になった時に期限が切れていて、更新のために結局役所に来るなら、利便性を感しない」といった内容が多い。カードとの有効期間の統一や更新通知の送付等、住民の利便性に寄与する具体的な対策を要望する。また、電子証明書の更新時期までに各自治体が十分準備できるよう、更新対象者の人数の情報提供を要望する。</p> <p>○令和2年から電子証明書の失効が始まる。税の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多数予想され、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると想定される。</p> <p>○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間不一致である。実際に説明を行ってもご理解いただくのに苦慮する事項である。</p>	マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化するれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズムの安全性が低くなることから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。その上で、有効期間の認識誤りによる失効を防ぐために、令和2年1月から順次、公的個人認証の電子証明書の有効期限が到来することを踏まえ、令和元年10月以降、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が迫っている住民に対し、お知らせの通知を発出するほか、コンビニ交付時の操作画面で有効期限切れのお知らせを行う等、多様な手段による更新時期のお知らせを実施し、マイナンバーカード及び電子証明書の更新の円滑化を図ることとしている。	電子証明書の安全性・信頼性の維持のために電子証明書の有効期間を発行日から5回目の誕生日までとしていることだが、電子証明書の更新はICチップの内部情報の書き換えにより行うことを踏まえると、住民が既に所持しているICチップ自体は更新後も継続して使用することになる以上、有効期間を発行日から10回目の誕生日としたとしても、安全性・信頼性に変わりはないのではないか。安全性・信頼性については、管理システムの更改によって行われれば確保できるものと考えられる。また、地方公共団体情報システム機構からの更新お知らせ通知発送は必要な対応だと考える。しかし、有効期限到来を控えた住民に対して早く正確な内容が伝わらないと、住民の利便性に影響を及ぼすだけでなく、住民と直接対応する自治体としても正確な案内ができなくなる。このため、通知の内容や発送開始時期、コンビニ交付操作画面でのお知らせの具体的な内容について、早急に公表していただきたい。	
38	B	地方に対する規制緩和	その他	言語指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまどめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「言語指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-AL)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について通知」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎県	○平成31年度JETプログラム人員割費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。回答にある5月～6月に開催される会議等において関係三省が「制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が发出されているため、現場で混乱しているものである。このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発行していただく等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以前の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」においてマイナンバーカードのICチップの安全性について記載されているが、1次回答のとおり、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。コンビニ交付時の操作画面での有効期限切れのお知らせの内容については、「証明書交付サービスに係る新サービスリリースについて(通知)」(平成29年12月14日付け地方公共団体情報システム機構研究開発部事務連絡)でお示している。また、地方公共団体情報システム機構からの有効期限の到来お知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるよう、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】	通知	令和元年11月5日	個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるよう、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知した。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用のお願したところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたい。	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)	通知	令和2年9月16日	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出したところ。  次年度以降も地方公共団体に対する語学指導等を行う外国青年招致事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、配置要望の調査のスケジュール等を地方公共団体に事前に周知する。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足 資料
39	B	地方 に対する 規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始める時期)までには通知等の文書を発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クリアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方が運動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の新規導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、大阪府、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていければ要望をできた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ○ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況ととりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等は示されており、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。 地方自治体において、予算の確保や新規事業の提案等、具体的な活用に向けた検討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。 文書の発出時期については、回答の5～6月に開催される会議と同時期とするなど、現在の8～9月よりも早期に発出していただき、各自治体が検討する時間を確保できるようお願いしたい。	—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたい。 なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月来日のJETプログラム参加者の配置状況や参加者の末年度の再任用の状況を踏まえ、一定の照会期間を設けて実施しているものであり、現状においては、照会の早期発出は想定していない。	5【総務省】 (22) 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省：外務省及び文部科学省)	通知	令和2年9月16日	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出したところ。  次年度以降も地方公共団体に対する語学指導等を行う外国青年招致事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、配置要望の調査のスケジュール等を地方公共団体に事前に周知する。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
49	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利便性の向上、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がること、森林法や森林経営管理法の適切な管理や経営にも資する。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になること、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がること、森林法や森林経営管理法の適切な管理や経営にも資する。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になること、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がること、森林法や森林経営管理法の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		吉小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜市、豊橋市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市	<p>○各種補助事業で行う森林整備にあり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな努力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として開示される土地台帳の情報と異なる点がある。そのため、現住所に変更したり、亡くなった場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民票のみでは、現に所有者の特定が難しく、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。</p> <p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で活用できるようにすることは、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考えられる。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用しているため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていきたい。同じく令和元年度から市町村への課税が始まった森林環境課と税務課と連携することができ、新たな森林管理システムも始まり、森林整備に円滑につながっていくために、税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると思われる。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有者の情報の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない、結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小斑が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができます。林小斑周辺の用地状況把握できないため、林小斑が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるように規制を緩和してほしい。</p> <p>○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本を確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理法を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者、所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、調査票が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものも多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ届出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データに関する情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報登録も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵便物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと整理して、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいります。 【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考えられるが、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいります。	平成24年3月31日以前に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等林業経営の効率化に支障が生じているという現状がある。 また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なる対応をとることに対しての懸念もある。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年9月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成28年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高くとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】 (8)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施を図るよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:農林水産省)</p>	法律	令和2年6月10日(第10次地方分権一括法の公布及び施行日)	<p>第10次地方分権一括法により措置済み。 (森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法(昭和26年法律第249号)第191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施を図るよう、森林法に林地台帳(同法第191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備した。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とした。)</p> <p>以上の措置を踏まえ、林野庁において、以下の通知の一部改正を行い、令和2年6月15日に施行した。</p> <p>「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知) 「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け28林整計第400号林野庁森林整備部計画課長通知) 「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>また、総務省において、次の通知を令和2年6月15日に施行した。 「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省令第39号総務省自治税務局固定資産課税課長通知)</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
54	B	地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。 平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に繰入繰出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。  【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日(金) 交付決定 平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日(木) 市町村口座への振り込み	年度末であっても、3月上旬は3月下旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い事務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。	道路交通法附則第16条	警察庁、総務省	山梨県	「官庁会計システム(ADAMS II)」による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払いについて(平成31年3月20日総務省大臣官房会計課自治財政局交付税課事務連絡)	岐阜県 ○交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して繰入繰出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。	各府省からの第1次回答 毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第38条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。 このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒しすることで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。 また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解 市町村口座への振込日が現行通りの3月下旬(平成30年度は3月28日)ということであれば、交付決定を1週間程度前倒しすることにより事務処理に余裕ができるため、概ね本県の提案に沿った内容となっていると考えている。	—	
55	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任 公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようになる。	公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求める。	改選事務に係る職員、公害審査委員候補者及び候補者の所属する団体の事務職員の事務が軽減化。	公害紛争処理法第18条1項	総務省	山梨県		長野県、鳥取県 ○当県においても、1年を超えて再任される候補者が非常に多い。	各府省からの第1次回答 都道府県は、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができるとされ、審査会を置かない都道府県は、毎年、公害審査委員候補者(以下「候補者」という。)を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。 提案団体等からの提案については、審査会委員の任命形態(任期3年・議会同意人事)を踏まえつつ、公害紛争処理制度を効率的・効果的に運用できるよう、一定期間の範囲内で都道府県が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間ごとに候補者を委嘱することを可能となるよう必要な検討を進めたい。 (なお、制度改正の効果として、候補者への委嘱の依頼のしやすさ、係属事件処理の継続性の確保、事件処理のノウハウの蓄積・伝承なども考えられるところ、検討に際しては、関係自治体に対し、公害紛争処理の実情や制度改正した場合の効果把握するため、アンケートを実施することも検討したい。)	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解 回答のとおり進めていただきたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【岐阜県】 交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。) 「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。				交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。以下、理由を記載する。 交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早期に、地方団体に交付することが適切。これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付税は法定の交付月の頭、特別交付税は交付決定日の翌日に交付している。) 一方で、3月末に業務が集中する、会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日を、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。	5【総務省】 (9)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。 (関係府省:警察庁)	地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、交通安全対策特別交付金の交付決定日を前倒しした。	令和2年3月実施済み	令和2年3月期の交付から、前倒しを実施した。  (実績)令和2年 交付決定:3月12日(木)  (参考)平成31年 交付決定:3月22日(金)	
【長野県】 各都道府県の実情に応じて効果的に運用できる余地を残していただけると有り難い。関係自治体へのアンケート調査等も含めてぜひご検討願いたい。		【全国知事会】 地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、必置規制については必要最小限のものにとどめるとともに、公害審査委員候補者の委嘱期間については条例に委任すべきである。		アンケートの実施により各都道府県の実情や実態を把握しつつ、提案団体からの提案・見解に沿った運用が可能となるよう引き続き検討を進める。	5【総務省】 (10)公害紛争処理法(昭45法108) 公害審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。	法律、省令	第10次地方分権一括法の公布の日(令和2年6月10日)に施行	公害紛争処理法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号)が第201回国会において令和2年6月3日に成立。同月10日に公布・施行。  なお、上述の施行に関係する規定の整備のため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号)が令和2年6月10日に公布・施行。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
64	B	地方に対する規制緩和(農地除く)	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用に関する情報に異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限定して、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、構原町		吉小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井県、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、香川県、いのち、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	<p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用については、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できることは、各市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらには税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への課税が始まった森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげるために税情報の活用範囲の拡大の必要性が高まっている状況がある。</p> <p>○平成21年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が与えられないことが、林小高周辺の用地状況が把握できないため、林小高が存続しない土地の地籍および用地境界の情報も取得できるように調整を緩和してほしい。</p> <p>○提案案が挙げている支障事例に加え、各市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と考える。</p> <p>○森林経営管理制を推進するために必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していない支障に繋がることがある。</p> <p>○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自動努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならないこととなっている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の届出事項を証明するその他の理由を証明する書面の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なる状況で包括承継人の届出のみで森林施業の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実に行われていない場合、森林施業により施業同意や収益の分配などで支障が生じている。各市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有者を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができている。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○以下の支障が生じている。 ①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。 ②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。 ③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」「森林簿」にしているため、必要不可欠なものと認識。 ④町有林の管理・整備に当たって、隣接所有者探索に多大な時間と労力を要している。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、各市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ交付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多い中で、調査票が所有者へ届かず、市へ届出があったとしても、指定した記入方法を無視して記入されたため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業進行が可能である。</p> <p>○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところがある。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○各市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵便物の返戻があった際、調査が円滑に進まない支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいります。 【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいります。	これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行い森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者には、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいります。 また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成28年度地籍調査における土地所有者等の割合は宅地よりも林地においてより高くなっており、森林についても空家と同等の仕組みを整備することが必要であると考えられる。 共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林経営管理法の事務等の遂行のため固定資産課税台帳に記載されている情報の内部利用について要望を受けているところであり、前向きにご検討いただようお願いいたします。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【福井市】 税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なった対応をとることとなる。その結果、行政機関に対する不信任や土地所有者からの苦情等につながることを懸念される。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> <p>【五島市】 本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいませようお願いします。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるようにすることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成28年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較考量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】 (8)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:農林水産省)</p>	法律	令和2年6月10日(第10次地方分権一括法の公布及び施行日)	<p>第10次地方分権一括法により措置済み。 (森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法(昭和26年法律第249号)第191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備した。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とした。)</p> <p>以上の措置を踏まえ、林野庁において、以下の通知の一部改正を行い、令和2年6月15日に施行した。</p> <p>「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知) 「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け28林整計第400号林野庁森林整備部計画課長通知) 「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月28日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>また、総務省において、次の通知を令和2年6月15日に施行した。 「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務部第39号総務省自治税務局固定資産税課長通知)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
81	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列举されている普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市にあっては具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。	迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施により、住民サービスの向上が図られる。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	別紙あり	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市	○平成30年7月豪雨で、緊急的に物資調達をしなければならなくなった際に支障をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めていただきたい。 ○当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の新倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。 ○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱えると想定されるが、現時点での支障事例はない。 ○平成30年7月豪雨において、被災地へ派遣している職員ヘレンタカーの燃料費代を滞していたが、想定より不足したことから、急速派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められていない事務手続きのため、顔本書などの記入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び至急の支払の対応については、立替払いしか対応ができなかった。やむを得ず今回の対応となってしまった。 ○当市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けられなくなった。このためゴミ収集車のガソリン代の支払いについても、職員による立替払いを検討した経緯がある。 ○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの借上げの増加、ガソリン等の納入可能業者(平時は単価契約による実績払い)から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が発災し会計事務が執行不能となったほか、金融機関も被災していることから、資金前渡や常時資金の準備が間に合わなかったため、やむを得ず職員による立替払(実績・104件)を行うことで、震災対応業務を継続せざるを得なかった。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金上限額(現行:30万円)を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払についても制度的に位置づける必要がある。 常時資金では対応不可能な事例 ・常時資金を失っている出先機関自体が被災した場合 ・常時資金を超える支出が必要な場合(多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる) ・常時資金を保管している金庫等を管理している職員が発行できない場合 ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを越えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになりかねない。国においても示されていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えことから、立替払いと同様の効果となる運用が可能かについて検討をすすめる。	例え災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。決裁権者への電話等での確認や立替払いが可能なお金を事前に例示しておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。 国においても制度化されていないとのことですが、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災者や被災現場に直接対峙し、緊急的な対応を求められる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払いの必要性があると考えます。 住民の福祉の増進を図るにあり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害応急対策を進めることは、市町村の根源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、短期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。	
84	地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすることについて	【現行制度】不服申立しようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等を発する権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	「裁決等の内容」だけでなく、添付の裁決書本体(PDFファイル)も検索対象とすることで、事例の絞り込みが容易となり、効率的な事務の執行が図られる。	行政不服審査法第85条	総務省	石川県		岩手県、群馬県、荒川区、新潟市、浜松市、京都市、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市	○裁決に当たって重要なのは、認容等の結果よりもその理由付けである。現状多くの自治体では、「裁決の内容」に裁決本文のみを掲載しているため、フリーワード検索によっても裁決理由について調べることができず、あまり検索の意欲がない。当市において行政不服審査会の答申案の作成に当たり類似事例の検索を行った際も、提案団体の事例のように一つ一つ添付ファイルを開くこととなり、事務に多大な時間を要した。 ○生活保護に係る審査請求については、全国的に類似する内容の請求が多いものと推察されるが、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」において、裁決書本体(PDFファイル)が検索対象外となっており、事例の絞り込みができず、検索に苦慮している状況である。 ○データベースの検索方法としてフリーワードを入力する欄もあるが、検索対象が裁決書本文の内容ではなく、各行政庁が任意に入力した「裁決内容」欄に記載されている文言に限定されている。したがって、処分根拠法令による検索が主要となり、事例の絞り込みが十分でなく、実際に検索したい内容よりも広い範囲を設定して検索する必要が生じている。 ○裁決・答申の案を作成する際、データベースを活用して、類似の先例も参考としているが、データベースの裁決内容・答申内容の欄に記載が簡潔なものも多く、同欄の記載のみが検索対象である現状では、探している先例を発見できないことがある。	当省としても、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」のより一層の利活用を図る観点から、その利便性の向上は重要であると認識している。 今回の提案については、新たなソフトウェアの導入など費用面の課題があり現時点においてただちに対応することは困難であるが、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいりたい。	今回の提案(PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする)について、費用面の課題から直ちに対応することは困難とのことであるが、この点については次回のソフトウェア導入やシステム改修の際に、検討課題として挙げていただきたい。併せて、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。 他方、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどによりデータベースの利便性の向上に努めてまいりたいとの回答をいただいたが、記載の充実を図るため、地方公共団体等に「裁決情報詳細」に掲載するための裁決・答申の概要版を作成する等の新たな事務負担が発生しないように求めるとともに、それが困難であれば、当面は裁決・答申の本文をそのまま「裁決情報詳細」に掲載し、検索精度の向上を図ることもご検討いただきたい。併せて、既にデータベースに掲載されている裁決・答申についても記載の充実を図ることも含め、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。		
103	地方に対する規制緩和	その他	財政事情等ヒアリング1月実施分の明確化	1月ヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行く必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員) ※さらに全部局に調査を依頼している。 【超動増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正見込額である。 本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはなく、また今後補正見込額も執行見込みの確度の高まりによる減補正の増である。特別な動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	担当者の働き方改革につながる。	平成30年12月25日総務省第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(照会)」	総務省	岡山県	年度後半の予算について、上越市、奈良県、鳥取県、広島市	川崎市、上越市、奈良県、鳥取県、広島市	○都道府県の内容の一部含まれているため、市町村ではヒアリングが実施されていないため、すべての項目が該当するわけではないが、12月は予算編成時期で繁忙期のため、極力減らせる調査は、効率化を図る方が負担が減少する。 ○1月ヒアリングの資料準備は、次年度当初予算編成中の作業となり、担当者の負担が大きく、超過勤務時間の増加につながっている。例えば、1月ヒアリングにおいては、9月ヒアリングまでの各団体の状況に応じてヒアリング対象団体を限定したり、団体個別の事情に応じてヒアリング内容(作成調査)を厳選するなどの対応が可能と思われる。 ○1月ヒアリングの資料作成は、予算編成業務のピークである12月に行く必要があり、担当者の長時間労働につながっている。また、4月、9月のヒアリングの資料作成についても、同程度の作業負担を要している。 参考:1月ヒアリング作業について 【作業期間】12月中旬～1月上旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに各局に調査を依頼している。 【資料作成に係る時間外勤務】50時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月中旬がピークであり、12、1月の退庁時間は23時を超える日が続くが、ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減・簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数削減について検討していただきたい。 ○現行のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上京しての説明業務は負担となっており、全体業務にもわが害が生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られたり。	1月に実施する財政事情等ヒアリングでは、9月ヒアリング時点では見込むことができない12月補正の状況や最終補正の見込み、収支見通しとそれに伴う財源対策を聴取するものであり、年度末に向け、当該団体の財政運営に支障が生じないよう助言等を行う貴重な機会である。 併せて、新年度の地方財政政策や国の予算に関する情報提供等も進めているところである。提案者の意見では、「特別な動きはないことが通常」年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動きとされているが、9月ヒアリング以降、地方団体においては補正予算の編成、税収の動向等の事情変更があるととも、国においても、景気動向や補正予算の編成等の事情変更があり、1月時点の状況を踏まえた助言、情報提供を行うことは、不可欠である。 なお、ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、今後検討したい。	1月実施の財政事情等ヒアリングの意義として、年度末に向けての財政運営に支障が生じないよう助言する貴重な機会とのことであるが、本提案にも記述したように、1月ヒアリングに向けての準備は当初予算編成の繁忙期ピーク中での作業であり、全庁的に大きな事務負担が生じている。 ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、「今後検討」とあるが、これを契機に速やかに調査項目の絞り込みや様式の簡略化など積極的な検討をお願いしたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。 ○2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、現行の支出の特例制度(資金前渡)における運用上の取扱いを中心に、提案団体が求める災害時における支出が可能か検討をすすめる。	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)	通知	令和2年3月31日	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総行第04号各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市総務局長・各指定都市議会事務局長あて総務省自治行政局行政課長通知)を発送済。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		行政不服審査法は、審査等に答申の公表を義務付けるとともに(同法第79条)、審査庁等に裁決の内容等の公表について努力義務を課している(同法第85条)。「行政不服審査裁決・答申検索データベース」は、これらの裁決等の内容についての国民への一元的な情報提供及び国の行政機関や地方公共団体の利便性の向上を図るため整備・運用しているもの。同法附則第6条においては、施行後5年を経過(令和3年4月)した場合にはその施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされており、同条に基づく検討を行う中で、国の行政機関や地方公共団体ごとの実情を把握しながら、同データベースの運用の改善についても検討してまいりたい。当面可能な対応として、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄の記載の充実が考えられる。裁決等の本文を、個人情報伏せた上で掲載することは現行システム上においても可能であるが、過去の裁決・答申の記載の充実に伴う事務負担なども考慮する必要があることから、国の行政機関や地方公共団体へのヒアリングを行った上で、本年度中を目途に同欄の記載の充実策を講ずるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいりたい。	5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務連絡	前段、令和2年3月26日。 後段、令和4年4月1日。	前段、「行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について(協力依頼)」(令和2年3月26日付け事務連絡) 後段、地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めてきた。また、令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行い、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。 最終報告等を踏まえ、フリーワード検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日に「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡)により周知を行った。 ※なお、本事務連絡に伴い、前段の事務連絡を廃止した。 今後も、検討会における最終報告を踏まえ、地方公共団体からの意見等を参考に、予算面や技術面の観点も踏まえ対応可能な範囲で改善を行うこととする。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和2年1月実施予定の財政事情等ヒアリングから、調査項目を絞り込むとともに、調査様式を簡略化することとする。	5【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。	通知	令和元年12月26日	「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて」(令和元年12月26日付け総財務第94号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
114	B	地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金(3月交付金の交付決定日)を早めることを求める。前倒し	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。	交付決定日の前倒しにより、県や各市町村の事務手続きに係る負担の軽減に資する。	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	警察庁、総務省	岐阜県	平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	川崎市、山形県	交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払日までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出等事務処理を行う際に支障をきたしている。	毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。担当しているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第8条の徴収額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。	交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払までの事務処理期間を十分に確保していただきたい。)という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。	—
118	B	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税と向様の不動産取得税と同様に、登記申請書に不動産の取得に関する情報に基づき課税を課税している。登記申請書の電子データ提供を可能にする。	【現行制度】 不動産取得税の課税資料にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績:約11万5,000件(同数の見直し)、登記所への出張回数:約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	収集事務に係る労力の削減、収集情報の正確性が担保されるなど資料収集業務の効率化が見込まれる。不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会「平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート」(平成30年8月実施)※一部抜粋 青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け、課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討を待まりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書を閲覧し、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入手することは困難である。これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データを入手することで、次のメリットがある。 ① 県・市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。 ② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。 ③ 登記情報システムに対応していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。 以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としていただきたい。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。 国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。	—	





管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
122	B	地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定申請において、都道府県を經由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を經由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を經由せずに直接国に書類を提出すべきものと考え、政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等がなくなるのではないかと指摘があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県		川崎市	—	【総務省】今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。【農林水産省】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。【国土交通省】モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく旅行者の指定手続きに関する本提案(県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出する)ことの廃止に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。	提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—
126	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きにおける留意点の提示	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。更新手続きは事務処理要領に基づいて行いが、マイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定する必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めていたが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。更に、更新時期が近づくと、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。  ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	市民側としては、ホームページ等でマイナンバーカード更新手続き等の留意点が周知されることで、自治体に個別に問い合わせる手間や更新手続き時に書類の不備等による補正の手間を減らすことができ、円滑に手続きを行えることが期待できる。また、自治体側としては、住民異動手続きと並行してマイナンバーカード等の更新手続きを行う必要があることから、留意点が示されることで新任の職員であっても円滑な対応が期待でき、職員の負担軽減につながるなどが期待される他、全国統一の事務処理を行うことで、市民からの問い合わせ等が減少することが考えられる。	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 ・公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	大府市	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪市、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集まることにより、窓口の混雑が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続の簡素化を望む。 ○本市としても20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混乱することは容易に予想される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持っている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRすると同時に、更新についてもPRIに力を入れないと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できるとあるが、どの時点までどのような状態となれば有効期間内の更新が可能となるのかなど不明な点があり、窓口トラブルのもととなりうる。 ○早急に国がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料等を含めきちんとした方針を示していただかないと、市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに関しての情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせ対応に苦慮している。 ○電子証明書の最初の更新時期が税申告時期や住民異動の時期と重なり、窓口が混雑することは必至である。また、更新のあたり、暗証番号の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○本市では暗証番号失念による初期化にあたって、事前に問い合わせがあれば必要書類等を案内しているが、窓口へ直接来庁する場合や高齢者が増加する中、代理人による申出も増えている。代理人の手続きは1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なくお願している状態である。初の更新時期を迎えるにあたり、想定されるQ&Aや手続きに必要な書類について国のマイナンバー関係のサイトに掲載されることを求める。 ○マイナンバーカードや電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えていくことが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一的情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続に関して、手数料の徴収の有無などまだ未決定となっている部分がある。また、それぞれの案内通知を送付する必要があるが、更新手続は有効期間終了の3ヶ月前より受付できるとの案内となっていたため、そのための案内文書案などを早急に示していただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新に関しては、更新時期の周知主体、周知方法、手数料の有無等の必要な情報が現時点においても明確にはなっていない。 ○当自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続の際に暗証番号再設定が必要になる事例が少なくない。しかし、マイナンバー総合サイトには、手続ごとに必要な書類や流れの明示(継続利用時に暗証番号がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続を完了できず、住民が国に直接問合せる事例も発生している。	マイナンバーカード(発行の日において20歳未満の者に交付されたものに限る。)及び公的個人認証の電子証明書の有効期間は、その発行の日から5回目の誕生日までとされており、令和2年1月から、順次、これらの有効期限が到来することとなる。有効期限の到来に当たって、市町村(特別区を含む。)の窓口において混雑が生じることのないよう、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が迫っている住民に対しお知らせ通知を発生することとしているが、この中で発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等の留意事項について周知するほか、総務省等のホームページにも同様の留意事項を掲載することとしている。また、更新時の手数料の取扱いについても、早期にお示しできるよう引き続き検討してまいります。	電子証明書の更新は3か月前から可能であることから、有効期間到来通知の発注については早急に進めていただき、窓口混雑が生じないよう対応をお願いします。また、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が始まると、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、市町村の交付・申請窓口が混雑することが予想されます。マイナンバーカードの普及を本年度から積極的に進めていくことや、カードの円滑な取得を実現することが重要であります。新規申請及び更新申請が混在することになり、市町村の事務が煩雑になることから、提案の実現に向けて、早期の対応を求めます。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【総務省】 総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行うことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。 このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めることで、総務大臣が指定に当たっての参考としようとするもの。 この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別ヒアリング等を通じて直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求め、参考とする必要性は低下していると考えられることから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。 【農林水産省、国土交通省】 総務省が行う検討に対して、必要な協力をしてまいりたい。	5【総務省】 (4)競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242)競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県經由事務については、令和2年度分から廃止する。 (関係府省:農林水産省及び国土交通省) 【措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)】	通知	令和元年10月28日 実施済み	「令和2年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について」(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)	
【八尾市】 マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まったので、ここから5年後の令和2年1月が有効期限が最も早く到来する方ということになるかと考えるが、マイナンバーカード及び電子証明書の更新は有効期限到来の3か月前から行うことが可能とされている。したがって、現実的にはマイナンバーカードや電子証明書の更新について自治体窓口に住民から問い合わせがなされるのは令和元年10月以降であると想定されることであり、この時期に間に合うよう、自治体や住民への周知、情報提供をお願いしたい。 例えば平成27年末にマイナンバーカード交付申請を行い、平成28年1月5日にカードが出来上がり、誕生日が1月10日である方の場合、令和2年1月10日に有効期限が到来する。J-LLISから住民に対して送付される「更新のお知らせ」は、この場合であれば10月には送付する必要があると考え、有効期限到来前までに、期間的に最大限余裕を持った「更新のお知らせ」の送付を求める。 また発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等について、住民に対するお知らせ通知の中で周知を行うとされているが、住民への周知広報及び問合せ対応については、国やJ-LLISにおいて行っていただくことを求める。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方公共団体情報システム機構からの有効期限到来のお知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】	通知	令和元年11月5日	個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
133	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の範囲内で市町村の範囲内において調査員1名の業務を複数人で分担できることとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	調査員1名の業務を複数人で分担できれば、調査員確保の効率化を図ることができる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町		山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串本町、高松市、宇和島市	○登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事が出来た人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 ○調査員の人数について、定められた人数によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができる。調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 ○国勢調査の手引きによると、調査員は原則、3調査単位区に1人の割合で配置、もしくは、地域の事情により2調査単位区に1人の割合で配置するよう推薦することとしているが、調査員の高齢化や仕事をしながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町村においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位区数を減らしてほしい旨の意見は出ている。 ○調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 ○同調査では調査員1人2調査区区が3区で、原則各区がとびとびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。	住宅・土地統計調査の市町村事務要領では「調査員は、都道府県から示された人数を選考する。」としているが、ここで示す調査員数は、調査員数の上限値(=委託費の交付額)であり、市町村は示された調査員数の枠内で調査員を調査単位区ごとに配置することが可能となっている。 また、本調査については、原則として、3調査単位区に1人の割合で調査員を配置することとしているが、調査単位区内の住戸の疎密等の状況に応じて一部の調査単位区内においては2調査単位区に1人の割合で調査員を配置することも認められている。 市町村事務要領では明記していないものの、運用上は1人の調査員が1調査単位区のみを担当することも認められており、この点は全都道府県に対してFAQにより周知している。 このように本調査においては、市町村の状況に応じた調査員の配置についての裁量を与えているところであり、通常の1調査員の事務(3調査単位区)を複数の調査員で分担することも可能な仕組みとなっているが、現行の市町村事務要領における記載内容が市町村に誤解を与えているため、今回の本調査の実施に当たっては、市町村に誤解を与えないよう市町村事務要領の修正を行いたい。	回答の趣旨については承知したが、複数の共同提案、追加共同提案が挙げられたように、地方公共団体への周知が不十分と思われるため、事務要領の修正については確実に行っていたいただきたい。	—	
134	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を担い手として、)国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推薦を行っているが、迅速かつ正確な調査結果を得やすく、また、本市のような小さなまちで、高齢・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われる。働き方改革を推進するなか、市町村職員が行う事務の大幅な削減につながる。	統計法 統計法施行令	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町		山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川市、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、津島市、西尾市、田原市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大牟田市、大村市	○当市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の他、過去の調査経験者にも依頼している状況が続いている。 ○首都圏の住宅地である当市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加によって対応したが、調査員の負担の増加によって、交通事故や紛失事故のリスクが高まる。 ○当市の調査活動は登録調査員の中から推薦している。現在の登録調査員は高齢化が進み、新規登録調査員の確保に努めているが厳しい状況である。そのため、多くの調査員を必要とする調査は、担い手を確保することが困難になってきている。その他にも、インターネットやタブレットを使用した調査も増えてきており、高齢の調査員は苦手意識が強く、調査の担い手の確保に苦慮している。 ○調査員確保が年々困難となる中、調査員調査のやり方は、事故等安全対策面のリスクが高まる。委託手続き、相手先の不在、経費が折り合わないなど、市町村が委託できる環境にない。 ○当市においても調査員のなり手不足が課題となっており、自治会からの協力も得ながら確保している状況にある。しかし、近年は定年延長(再雇用)の一般化も影響し、地域活動における担い手不足が深刻化している。 ○調査員の確保につなげるために、調査内容を理解しやすい説明資料の作成や問合せ対応など、調査員事務の負担軽減に取り組んでいるが、その取組により市職員の手間と時間を要している。	住宅・土地統計調査は、全国の住宅等及びこれら居住する世帯のうち、約370万の住宅等を抽出して実施する日本最大規模の標本調査であり、その実施に係る業務については、地域を熟知し調査対象となる国民に身近な存在である地方公共団体を通して調査を実施することが、有効な調査票の回収を促進するなど、国勢の基本に関する統計の確実かつ効率的な作成に資すると考えられるため、法定受託事務として地方公共団体に委託している。また、本調査は、約10万人の統計調査員が実際に従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。 一方で、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり、地方公共団体としても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できることから、本調査の実施事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一備考四) 今回の提案については、法定受託として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置づけ直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全国を通して、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となるため、現状では対応が困難であるものの、「具体的な支障事例」の内容については、既に講じている仕組みの中で解決が可能な事例もあると考えている。 また、調査員の高齢化等に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきている状況は承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行う中で、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めてまいりたい。	全国的な民間委託が困難である旨については承知した。ただし、回答の中で、「地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり」とあるが、調査に関する説明会の中で、「民間事業者に委託できるのは、調査区がマンションだけである」など要件に制限がある説明を受けている。平成30年調査の市町村事務要領においても、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務の委託以外に委託に係る事項はなく、民間委託が可能なのであれば、それがわかるように事務要領を改めていただきたい。 また、調査員の確保は地方にとって喫緊の課題であるため、引き続き対策を講じていただきたい。	—	
144	B	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。 なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課税するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。 【支障となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するための、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写し、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉県方法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2~4人)赴き、約10万件を書き写している。) 【規制緩和の必要性】 この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。 【解決策】 「求める措置の具体的内容」とおり。	【提案実現による効果】 法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正、かつ、公正な賦課徴収が可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。	地方税法第20条の11 地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省・法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記情報提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、誤入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す形式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等について伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。 今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。 しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間においてUSBメモリによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村において登記所の電子データを活用している例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するために多額の費用を要し、簡単には対応できなかったためと考えられる。したがって、今後、オンライン化の環境を整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しない。 こうした状況の中、早期に提案事項を実現させるためには、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最良であるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。	有

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		住宅・土地統計調査において、市町村は、都道府県から示された調査員数の枠内で各調査員の受け持ち調査単位数を調整することが可能であることを明確化するため、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとしたい。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (Ⅲ)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。	事務要領	令和5年5月15日	令和5年住宅・土地統計調査の市町村事務要領において、市町村は、都道府県から示された人数の範囲内で調査員を柔軟に推薦することが可能であることを明確化した。  令和5年住宅・土地統計調査 市町村事務要領(令和5年5月15日)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査票の配布・取集等に関する事務について、市町村単位で民間委託が可能であることについては本年中に地方公共団体に改めて周知することとしたい。また、都道府県から総務省に、管内市町村において民間委託を行う旨の報告があった場合には、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとしたい。 なお、調査員の確保対策については、2020年国勢調査の取組などを参考にしながら検討を進め、2022年度末までには一定の結論を出すこととしたい。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (Ⅰ)住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、条例による事務処理特別制度(地方自治法(第22法07)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)〕	通知	措置済み(令和元年11月5日)	「統計法施行令別表第一備考第四号に基づく住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務の民間委託について(周知)」(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)	
【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。 それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。 事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。		令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。 また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。 (関係府省：法務省)	通知等	令和元年	「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について」(令和元年12月27日総務令第48号) 「地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について」(令和元年12月27日総務令第49号) 「登記所と市町村長との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について」(令和元年12月27日事務連絡)			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
151	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。	全国の消防本部等の事務負担が軽減されるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の解消にも繋がる。消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その礎となる調査であることを考えると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	熊本市		川越市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市	○当市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。 ○当市においても、平成27年度の実態調査で同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、市の状況を把握できたり、一時的な調査費を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。 ○提案事項における定める情報の具体的な内容に記述されており、当市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る事務作業(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためのシステムの構築が必要であると思料する。 ○本提案のとおり、当市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われるが、当市については今後近隣市の動向を注視したうえで検討を重ねる必要がある。 ○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものになるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、バックアップ体制をお願いできれば、負担軽減につながるものである。 ○昭和39年12月10日消防庁告示第7号消防水利の基準第3条第2項により、「消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一端が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえで、当市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないほか、有効な水利となる防火水槽及びその他の水利も拾い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要する。 ○当県においても平成27年度消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することで事務負担及び人的負担が大いに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。 ○当市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。 ○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。 ○当市においても市街地及び準市街地を地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、国勢調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡素化するなどの仕組みを検討していただきたい。 ○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなどし、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。	今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を自動計算する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っているところ。消防庁庁舎等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生しにくい調査方法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っている。	今年度はこれまで通りの実態調査が実施される予定であることから、次回からの実態調査の地図作成には過大な労力と手間がかからず、かつ、人的なミスや極力防ぐことが可能な全国共通のシステムの導入や調査要領の見直し等の検討をお願いしたい。 あわせて、具体的な支障事例が見受けられることから、システムの導入や調査要領の見直し等に当たっては全国の自治体の意向等を確認するために、事前にアンケート調査を実施していただきたい。	—
152	B 地方に対する規制緩和	土・建・建築	特定空家等に対する特別措置の代執行時の特定空家等中の動産の取扱いの明確化	特定空家等に対する特別措置に関する特別措置法(以下「法」という)は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかの法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の特定空家等中の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限等に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事業はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると思われ、統一ルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。 ○本市においても同様の支障事例は生じていないが、指図の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。 ○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられることでの代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考ええる。 ○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指図を示してほしい。 ○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一ルールがある方が望ましいと考える。 ○当市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 ○当市が実施した略式代執行において回収した動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを依頼していることから、保管期間を定めて相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案のように、動産の保管が負担になるケースは今後に発生すると思われ、また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでは、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行令書等において動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により動産搬出を促れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事に合わせて家財道具等を処分できることとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。 ○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。 ○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。 ○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。 また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。	【総務省】 空家等の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空家は何ら使用されていないことが常態化しているものことに鑑みて、合理的に対応していただく必要がある。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定を参考に、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。他方、実務上は、空家等の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空家は何ら使用されていないことが常態化しているものことに鑑みて、合理的に対応していただく必要がある。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものであり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。	動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後には動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する旨達を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていないと高い懸念を抱いています。 本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してしまいがちであった支障が生じないこと、また、代執行時に民間の施設を適宜利用する等、各自自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われまます。 動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚早、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。	—		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		本調査は、これまで大規模災害の発生や社会環境の変化等に伴う消防需要の変化、関係法令・制度の改正等に伴い、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」が改正される際に実施してきたもの。今回は概ね令和4年度以降に実施(災害等により臨機応変に改正作業を行うこともあり得る)することを想定している。 今回の提案を踏まえ、次回調査までに業者からヒアリングを実施するなどし、全国共通のシステムの実現可能性や人的ミスの防止及び作業負担の軽減を図る観点からの調査要領の見直し等も含め、市町村の意見も丁寧に伺いながら提案内容の検討を行ってまいりたい。	5【総務省】 (20)消防施設整備計画実態調査 消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和4年8月5日	令和4年度の次回調査に向けて、過去の調査の質疑応答について整理を行い、自治体の負担軽減に繋がる課題の抽出を行った。抽出した課題より、人的ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向け、検討した結果、以下4点のとおり令和4年度調査より対応した。 ①本調査へ対応する方法の1つの選択肢として、国勢調査による人口情報を活用でき、かつ一般公開されている地理情報システムである「JSTATMAP」を提示し、その活用方法について周知する。 ②既存の地理情報システムの機能を活用することで、本調査に対応している消防本部の事例を展開し、情報共有を図る。 ③調査表内に記入時の留意事項を追加するなど、入力ミスを防止するための工夫を施す。 ④過去の調査時における質疑応答を整理し、次回調査依頼時にQ&A集として添付する。 「令和4年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)」(令和4年8月5日付け消防消第270号消防庁消防・救急課長通知)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。 ○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。 ○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとしてそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。	提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。	5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。 (関係府省:国土交通省)	指針の改正、周知	令和2年12月25日	○代執行時の動産の取扱いに関する市町村アンケート(R2年3月実施)の結果を踏まえ、専門家から成る空家対策アドバイザーチームと合同で市町村へのヒアリングを実施(R2年6~7月)したほか、市町村への追加ヒアリングを実施(R2年9~11月)し、検討を行った。 ○代執行の実績がある多くの市町村においては、代執行に係る特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等は、長年放置されてきたこと等により、廃棄物であるとして処分されている例が多く、動産の保管の対象や期間等を法令で規定すると、これまで柔軟に対応できていたことを制約することになる可能性があるなど、動産の取扱いを法で規定することは困難であると考えられることから、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を改正して代執行時の動産の取扱いの判断に資する考え方を示すことで対応することとし、令和2年12月25日(国住備第107号総行地第190号)に改正通知を発売した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
163	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	公営企業型地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経費基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。	地独法人所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができる。	地方独立行政法人法第21条第3号及び第7号・第82条	総務省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		宮城県、埼玉県	〇当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するため、本来の事業に支障を来すものとなってはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができずに社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。	今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。	地方独立行政法人である大阪府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供や、医療水準の向上を行うには、財政基盤の強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、その対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする地方独立行政法人法の改正が、本年6月に公布され同年9月に施行される予定である。一方、公営企業型地方独立行政法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。大阪府立病院機構が、法人として所有する土地を有効利用することは、単に法人の自己収入を確保し財政基盤の強化を図るだけでなく、土地等の貸付を通じ、府立病院機構の本来目的とする医療水準や療養環境を更に充実させていくことにも資するものでもあるため、財産の有効活用が可能となるよう制度改正を検討いただきたい。なお、大阪府立病院機構では、令和4年度に現地建替えを予定している病院において、当該病院と連携できる事業者に敷地の一部を貸付けることを検討しているところ。	—
167	B	地方に対する規制緩和	その他	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	【制度概要】平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。【懸念材料】オンライン回答率の向上が、二段階配布方式によるものかを確認できず、インターネットに不慣れた高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。【支障事例】二段階の手順を踏む本事務局は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。	【提案の実現による住民の利便性等の向上】スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高いと思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能な旨を説明すれば、二回目以降は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。【制度改正の必要性】統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。	統計法	総務省	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	札幌市、旭川市、釧路市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市	〇平成30年住宅・土地統計調査において、本市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。〇インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。〇直接面会せず、オンライン回答IDをポスティングするだけでは、調査への協力を得られにくいだけではなく、本当に行っている調査なのか市に問い合わせが来ることも多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いだ。〇二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいかに確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。〇本市では実世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。〇初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかった。〇二段階の期間が短く、結局ほすすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポスティングのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。	平成30年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて15.4ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の取組がオンライン回答率の向上にも寄与したものと考えている。この取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、取集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識しているものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいているような意見も頂戴しているところである。次回調査(令和5年を予定)における調査票の配布方法については、今回の調査方法の検討を令和2年頃から開始し、令和4年に予定している試験調査や、令和2年国勢調査等の実施状況等を踏まえて令和4年の秋頃までに結論を出すことを予定しているため、現段階で結論を出すことは難しいが、今回の提案内容については、今後、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら、検討を進めてまいります。	—		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (14)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本業業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。	法律	第10次地方分権一括法の公布の日から3月を経過した日(令和2年9月10日)。	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布された。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、2020年国勢調査や、2022年に予定している住宅・土地統計調査の試験調査の状況等を踏まえ、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら検討を進め、2022年度末までには結論を出すこととした。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (15)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務要領	令和5年5月9日	令和4年6月に実施した試験調査の状況等を踏まえ、二段階配布方式を見直し、同時配布方式を採用することとし、「実施準備事務打合せ会」において地方公共団体に周知した。(令和5年3月15日)また、本内容を事務要領に反映した。  令和5年住宅・土地統計調査 調査の手引(令和5年5月9日)	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
196	B	地方に対する規制緩和	その他	地方議会議員選挙の立候補に必要となる書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時に容易に住所が確認できるような立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。虚偽による立候補を行うことを抑制し、住所に疑義のある立候補のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と併した場合の罰則を定めるよう法改正すること。	【現状】公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。 <立候補届に必要な書類> (1)届出書、(2)供託証明書、(3)宣誓書、(4)所属党派証明書【支障事例】町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべきとする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない。立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	・公職選挙法第68条第1項第5号、第86条の4第4項 ・公職選挙法施行令第89条第2項第1号	総務省	兵庫県、播磨町		盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、高松市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	地方議会議員の被選挙権については「引き続き3箇月以上町村の区域内に住所を有すること」が要件とされているが、これは居住実態で判断されるべきものである。加えて、都道府県の議会の議員の選挙においては、同一都道府県内の移動の場合、住民票の添付のみでは必ずしも被選挙権の確認ができない場合がある。こうした点に留意は必要であるが、提案については、立候補届出における不実の記載の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。	本県提案の法改正により、住所要件を満たさない立候補届を行うことの抑止につながる。また、類似の事案が他の選挙でも発生し安定的な選挙の管理執行の観点から看過できない状況であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。			
211	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きいの。また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	内閣府、総務省	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、名古屋市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	ひたちなか市、熊谷市、橋川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、名古屋市、南足柄市、寒川町、開成町、山梨県、愛知県	○データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくなる。エクセルのままでは見出し把握漏れが出る可能性がある。また、個別にQ&Aで出した仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されない、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするよう抜本的な見直しを要望する。 ○7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しくなった。 データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことによるため、改版内容が大きくなった場合の調整に苦慮している。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きいの。	【内閣府】マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図って参りたい。 【総務省】データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前々年の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体がシステム改修の準備に支障が生じないようにしている。このように、データ標準レイアウトの改版については、これまで、地方自治体の意見を丁寧に聞き、十分な時間を確保して行ってきたところである。平成30年の年次改版においては、改版の実施日を7月2日としたところであるが、令和元年の年次改版の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようにするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受け、関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいりたい。	データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和元年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体(及び制度所管府省)による要望をもとに決定された。本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行う際には、地方自治体に意見聴取等を行った上で、改版の実施日前倒しのような各団体の負担増となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行う」だけでなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取(照会)等も行っていただきたい。また、次年度データ標準レイアウトの確定時期について、平成30年度改版においては6月末にレイアウト確定とアナウンスされていたが、8月16日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していただきたい。さらに、「今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう」時期を前倒したことと同様に、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年次改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。				

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【高松市】 立候補届出の際の添付書類として住民票が追加されることにより、形式的に住民票から住所の確認ができる。都道府県の議会の議員選挙においては、同一都道府県内の移転者については判断ができないケースも想定されるが、住民票に記載された住定日、住定届出日、前住所地などにより得られる情報は多く、現行制度と比較すれば被選挙権を有しない者への投票による無効票の削減には有益であると考え。</p> <p>【五島市】 居住実態で判断されるべきとありますが、居住実態の調査については、住民基本台帳法第34条に基づき実施されるものであり、自治体が把握する居住実態は、住民基本台帳に反映されているものであると考えます。なお、地方議会議員の被選挙権の要件である選挙権の有無を判断する、選挙人名簿も住民基本台帳を基に調整しているため、住民票の添付は、立候補要件の確認に有効なものであり、虚偽の届出防止の観点から必要であると思慮します。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>提案については、虚偽による立候補届出の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいります。</p>	<p>5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (iii)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。</p>	<p>法律、省令</p>	<p>第10次地方分権一括法の公布の日から3月を経過した日(令和2年9月10日)。</p>	<p>公職選挙法の改正を含む第10次地方分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布された。</p> <p>なお、添付書類の様式を改正するため、令和2年8月上旬に公職選挙法施行規則の改正を見込んでいます。</p>	
<p>【五島市】 今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>令和元年の年次改版の実施日の前倒しの検討に当たっては、前倒しに伴い最も影響を受けると想定された地方税情報の副本登録について、総務省から各自治体の税務部局に対応の可否の照会を行うとともに、内閣官房から福祉関係事務の制度所管府省に対して前倒しによる支障の有無を確認し、自治体中間サーバーのシステム及び回線の一部を設置・管理する地方公共団体情報システム機構の意見も聞いた上で、その結果を踏まえて6月17日頃に前倒しすることを決定したものである。このように、上記前倒しの検討に当たり、内閣官房及び総務省としては、自治体も含めた前倒しによる影響が大きいと考える者に対する確認に努めたと認識しているが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携には多くのシステムが関係し、自治体における所管部局も多岐にわたることから、今後、改版実施時期を大きく変更する場合には、自治体内の関係部局になるべく広く意見を聞くようにしてまいりたい。なお、支障事例にあるデータ標準レイアウトの年次改版の時期の後ろ倒しについては、上記のとおり関係機関が多岐にわたることから、慎重に考えるべきと認識している。</p> <p>次年度データ標準レイアウトの確定については、情報連携を行う事務と特定個人情報情報を所管する省庁からの改版要望を基に、データ標準レイアウトの確定版を自治体のシステム改修に支障がないよう、改版の1年前の7月(本年度は7月1日)に公開している。情報連携に支障をきたすようなシステム上の不備が判明し、やむを得ずデータ標準レイアウト確定後の変更を行う場合もあるが、その場合にあつてはデータ標準レイアウトの変更についてデジタルPMOの掲載だけでなく、本年度からメールでも周知を行うなど接続機関の支障が最低限となるようにしている。いずれにしても接続機関からの意見を踏まえつつ、改版要望を行う制度所管府省との連携をより緊密にすることで、確定版の公開後修正が生じることのないよう努めてまいります。</p> <p>今後も実際に情報照会・情報提供を行うにあたり、接続機関による協力が不可欠なことから、自治体の各部局におかれとも、引き続き改版作業に協力を賜りたい。</p>	<p>5【総務省】 (24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省：内閣府)</p>	<p>通知等</p>	<p>【令和2年改版】 平成31年3月15日：データ標準レイアウト暫定版の開示 令和元年7月1日：データ標準レイアウト確定版の開示 令和元年7月8日：改版実施日の通知 令和2年6月15日：データ標準レイアウト改版 【令和3年改版】 令和2年3月18日：データ標準レイアウト暫定版の開示 令和2年7月10日：データ標準レイアウト改版実施日の通知 令和2年7月20日：データ標準レイアウト確定版公開の通知 令和3年6月14日：データ標準レイアウト改版</p>	<p>令和2年のデータ標準レイアウト改版については、確定版の地方公共団体への開示を令和元年7月1日に行うとともに、改版を令和2年6月15日に行う旨を、令和元年7月8日付で決定し、地方公共団体に周知したように、改版の内容を改版実施日の1年前(各自治体での予算要求業務に合うよう)に確定し、地方公共団体に提示している。また、平成31年3月には暫定版及びスケジュールを提示している。</p> <p>令和3年6月のデータ標準レイアウト改版についても、地方公共団体に対し、令和2年7月20日に確定版を開示するとともに、同年7月10日付で改版実施日を令和3年6月14日とする旨を周知している。また、令和2年3月には暫定版及びスケジュールを提示している。</p> <p>令和3年6月7日付け内閣府番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官通知において、各都道府県番号制度主管部局向けに運用開始日等について通知を行った。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
219	B 地方 に対する 規制緩和	その他	地方独立 行政法人 (研究開 発)の出 資規制の 緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される。KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。  【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。 しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。 そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。 なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。  【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	地方独立行政法人法第21条	総務省	神奈川県					今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を動かしつつ、検討を進めてまいります。	本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに出資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功時における利益の還元が期待でき、中長期的な収入源を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。 すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においても、国立研究開発法人と同様の事務が可能となるように法改正を求めるものである。 現在KISTECが支援している二つの有望な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示し願いたい。	
230	B 地方 に対する 規制緩和	その他	不要財産 の納付時 の事由と する、公 立大学法 人の定款 変更につ いては、議 会の議決 及び各省 庁の認可 を不要と すこと。 議会の議 決及び各 省庁の認 可を不要 とするこ と。 地方独立 行政法人 法第8条 第2項の 認可の廃 止  地方独立 行政法人 法の適用 範囲の拡 大や省庁 の認可を 独立団体 からの届 出に変更 する など)	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。  【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受け、県の事務的な負担が過大となっている。  不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事業に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、 文部科学 省	九州地方 知事会	九州地方知 事会共同提 案 (事務局:大 分県)	川崎市、 富山県、 長野県、 名古屋市中 区		地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。 このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている。「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続きによって担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。 また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するもの(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分之一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続きを簡素化することとはできない。	設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第42条の2第5項により、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続きを行った上で認可している。 このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている。「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続きによって担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。 また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するもの(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分之一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。	現行制度でも、国立大学法人・公立大学法人と同様、試験研究を行う地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法第21条第1項第1号に定める業務の範囲で、試験研究を行う地方独立行政法人発のベンチャー企業等を想定し、当該業務の対価として現金に代えて新株予約権を含む株式等を受け入れざるを得ない場合には、株式等を取得することは可能と解する。 ただし、新株予約権行使した場合など、株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかながみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められるが、取得した地方独立行政法人発のベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合といった特段の事情がある場合には保有し続けることは可能と解する。 提案内容のうち現行制度での対応が難しい部分については、上記を受けての提案団体における具体的な出資等の内容及びそのスケジュールを踏まえ、スケジュールを含めて具体的な検討を進めてまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (1)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	法律、政令	第10次地方分権一括法の公布の日から3月を経過した日(令和2年9月10日)。	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布された。  なお、上述の施行に関係する規定の整備のため、令和2年8月下旬に地方独立行政法人法施行令の改正を見込んでいる。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。	○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならぬ理由をお示しいただきたい。 ○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないのではないか。 ○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。	地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一的な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。 なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとすることのないようにしなければならないとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合には、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方も整合するものである。 不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。両議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。 しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題は無いと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)〕	事務連絡	令和元年12月9日	公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に関する	所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人・民法第25条～第29条、相続財産管理人：民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都市家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。		民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会			いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大府市、八尾市、米子市、大村市、宮崎	〇本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等)にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。 〇これまで5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。 〇本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができれば空家対策に有効であると考える。 〇本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考える。 〇本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものとするが、申立てに伴う裁判所への予納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。〇すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。 〇本市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思われる。	【総務省】 空家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。 【国土交通省】 空家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないことも、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に對して財産管理人選任申立権を付与すべきである。法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するもの」ことだが、不在者等の利益の保護という観点から、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことと鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、 ・建築物の部分のみ管理不全状態がある場合 ・土地と建築物の所有者が異なる場合 には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。	
275	B 地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民力	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力期間としていただきたい。	使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」の判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	・保存スペースの確保が不要となる。 ・保存に係る費用を節減できる。 ・盗難や流出などセキュリティ上の問題が解消できる。 ※保存にあたっては、施設できるスペースを確保する等十分に配慮するが、未使用の投票用紙が流出した場合、不正利用による、選挙制度の信頼に関わる重大な事態が生じることとなる。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確立大認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	指定都市市長会		盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大府市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	〇未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。 〇特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となり対応に苦慮している。 〇保管並びに処分に係る経費負担に苦慮している。 〇期日前投票所や当日投票所の増設等で選挙物品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあいまって、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適正に施行されたことの証拠となるものであるから、これまた同条所定の投票に関する書類にあたるもの相当であるとされている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当該の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱と解されている。以上が現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。	提案の実現に向けて、前向きに御検討をよろしくお願いする。なお、保存スペースの確保、投票用紙の誤交付などは、現時点で問題とはなっていない市町村においても、今後、問題が発生する可能性があることから、可能な限り早期に対応をお願いしたい。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【米子市】</p> <p>事例集によって、地方公共団体が空き家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空き等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。</p> <p>また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することができることとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。</p> <p>○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。</p> <p>○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。</p> <p>○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。</p>	<p>【総務省、国土交通省】</p> <p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。</p> <p>【法務省】</p> <p>ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてみたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)</p> <p>(1)空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法89条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。</p> <p>(関係府省:法務省及び国土交通省)</p>	事例集の作成、周知	令和2年12月18日	空家対策における財産管理制度活用の事例集(市町村が債権を有しておらずかつ特定空家等と認める手続を行っていない場合であっても財産管理人選任の申立てが認められた事例)を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。		
<p>【高松市】</p> <p>判例により未使用の投票用紙についても投票に関する書類にあたる点については理解できるものの、昨今の任期満了前の解散総選挙により、短い周期で選挙が執行されることで同時に執行される国民審査の投票用紙の保管場所に大変苦慮しているため、再度、未使用の投票用紙の保管について検討を要望する。</p> <p>【五島市】</p> <p>当選の効力が確定した後の各種犯罪捜査等において、未使用の投票用紙の活用が必要となるものか、併せて未使用投票用紙の保管のリスクも考慮したうえで検討していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してみたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100)最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	選挙等が適正に施行されたことの証拠として、使用済みの投票用紙と未使用の投票用紙は同様の期間の保存が義務づけられており、未使用の投票用紙についてはのみ見直しを行うことは、制度の整合性の観点から困難であると考えられる。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	見解	補足資料		
283	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する特別措置に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後の空家等に対する特別措置法上の取扱いについて、一体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該空家を処分できること、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していたこと、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していたこと。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の一室に於いて家財道具等の動産は市の所有施設の下に残され、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけではない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条	総務省、国土交通省	指定都市市長会	須賀川市、三鷹市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市		〇本市においては代執行による事業はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・処分の問題が生じると考えられ、統一ルールを設けてほしい。 〇代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。統一ルールを明確にしてほしい。 〇本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。 〇本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行に足らない要因と考える。提案どおり特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しにもなるものとする。 〇平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 〇本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一ルールがある方が望ましいと考える。 〇本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 〇本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮している。 動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一の基準が求められている。 〇本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きなど、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。	【総務省】 空家等の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じるとは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに加え、合理的に対応していただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがある想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えたとはいえない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。地方、業務上は、空き家の除却については、そこに残された動産の取扱いが生じるとは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑み、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがある想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。 〇本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きなど、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。	動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題でもあり、相当の価値のある動産が存在する場合、保管期間及び保管期間経過後の処分権限の明確化を要望するものとする。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきただけでなくなることによって、動産が生じるとは想定しておりません。そういった支障が生じないようなルールとして頂きたいと考えております。それ以外にも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間施設を適宜利用する等、各自自治体が国土交通省のガイドラインや地域の事情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られることと見られます。動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えています。			
287	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する固定資産税情報の調査権限の付与	問題となっている空家等の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。特定空家等に至らない準備書の助言・指導を行っているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題部記載事項、所有者が申請していない事実を鑑み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	空家等対策の推進に関する特別措置法第943号・総行地第25号)	総務省、国土交通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	〇未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができる。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。 〇同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。外観調査だけでは建物属性の情報が乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報も有効である。 〇未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の評価に係る情報について、現法では明確に調査権が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっており、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空家対策に有効であるため。	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課せられている。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるために「この法律の施行のために必要な限度」において「氏名その他の空家等の所有者等に関する」情報の内部利用が可能とされている。 これは、空家対策を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現況が空家でその把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑み、例外的に措置したものであり、対象も所有者等に関する情報に限定しているところ。 ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係者庁において実態を把握していただく必要があると考えている。 【国土交通省】 ご提案のような固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空家の中で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等がわかることが空き家の除却や活用の具体的な提案につながることに鑑み、ご提案を実現した際の効果は疑問である。 そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空家対策を進める上で支障となっているか、また、空き家の除却や活用の提案にあたり、空き家の面積等が判明したこととどのように除却や活用につながり、結びついたか実際の事例を交えて詳細をご説明いただければ本提案の必要性について理解が進まないところであるが、いずれにしても、除却や活用に関する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要であるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。また、仮に厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、提案主体が調べているとおり所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法(提案主体は、同意が得られるか不明とするが、そうした同意も得られないケースで、その後除却や活用に向けた積極的な話し合いが進むとも思いますが、所有者に対する積極的なアプローチを目的とした本提案のような場面においては、その前段として固定資産税情報閲覧の同意を得られるようにすべきと考えられる。)や、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。	全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が有用かということについては、本市の事例は具体的な支障事例から提案団体へフィードバックにてお示ししており、本市において、空き家に占める未登記建築物の割合自体は把握していないが、全体の家屋のうち6割近くが未登記とされていることと把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合も高いものと考えられる。また、空き家の属性情報が空き家の活用に繋がった本市の事例として、固定資産税の相続人代業者が適正管理していない空き家において、他の相続人に管理依頼をし、その者が当該空家の資産価値を認識し、売却に至ったケースがあり、その相続人から、「市から評価額や具体的な空き家の情報を当初から提示されれば、動く相続人は多いと思う。」との意見があった。 また、私人保護の観点に立って、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報の方が、空き家に関する物件情報よりも機密性が高いと考えられる。前回の内部利用規定を設けることが可能であれば、後者の内部利用規定を設けることも可能ではないかと(現に地方税法第382条の2及び同法施行令第52条の14に基づく固定資産税情報や、地方税法第416条の規定による家屋価格等経緯簿の閲覧の制度があるところであり、物件情報は比較的機密性が低い。)。さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他に考えられるとの指摘があるが、所有者の同意が得られない場合、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等が(空き家の)利活用可能かどうかを判断する際の材料となる情報の例」として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。 なお、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づき情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し」必要な範囲内で情報の提供に際しては、当該情報が地方公共団体内の他部署からの請求についても適用されるとすれば、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないかと。 なお、平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先が情報提供を受けられないのか。」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者より、「国交省としては、情報の種別を特に限定せず固定資産税情報の提供を受けられるよう総務省に協議した。しかしながら、総務省が、物件情報は立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかった」と回答があった。その際にも、建築年や構造は立ち入り調査で判明しない旨を説明したところである。国土交通省は、2次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえた上で検討いただいた。				

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。 ○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。 ○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重なもの」とそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。</p>	<p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。</p>	<p>5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。 (関係府省:国土交通省)</p>	指針の改正、周知	令和2年12月25日	<p>○「代執行時の動産の取扱いに関する市町村アンケート」(R2年3月実施)の結果を踏まえ、専門家から成る空き家対策アドバイザーチームと合同で市町村へのヒアリングを実施(R2年6～7月)したほか、市町村への追加ヒアリングを実施(R2年9～11月)し、検討を行った。 ○代執行の実績がある多くの市町村においては、代執行に係る特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等は、長年放置されてきたこと等により、廃棄物であるとして処分されている例が多く、動産の保管の対象や期間等を法令で規定すると、これまで柔軟に対応できていたことを制約することになる可能性があるなど、動産の取扱いを法で規定することは困難であると考えられることから、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を改正して代執行時の動産の取扱いの判断に資する考え方を示すことに対応することとし、令和2年12月25日(国土備第107号総行地第190号)に改正通知を发出した。</p>	
<p>【米子市】 本市においては、現在固定資産課税台帳に登録されている家屋のうち、23.57%が未登記家屋である。 例えば、敷地内に複数の未登記の空き家が存する場合、固定資産課税情報の利用により所有者を探しても、固定資産課税情報の建物図面と実際の建物の形状とを照合しなければ、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、適切な助言を行うことができないため、建物図面等について調査権限を付与することは空き家対策を推進する上で有効であると考え。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○1次ヒアリングにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たって、現況を踏まえた不動産業者や解体業者等の助言を活用することも、費用を要するものであり、提案団体においては、これまでの空家対策の実務の経験から、市町村が、所有者に接触する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行うことが重要であると考え、こういった市町村の現場の実情に基づきニーズに対応する方策を検討すべきではないか。 ○空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。</p>	<p>ご提案の趣旨は、特定空家等に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性を認識し、初期の接触の段階で空家等の所有者の関心を引くために、固定資産税情報を利用したいということだと思われる。 予防的観点で空家等対策を行うことは望ましいとは思いますが、所有者の関心を引くために、本人の同意もなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならないということではないのではないかと。 例えば、所有者の関心を引く取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかければ損害賠償請求を受けられる可能性があることに言及している市区町村があることも把握している。 そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引くために、行っている取組事例については調査の上、周知することとした。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (iii)特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくても固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。 (関係府省:国土交通省)</p> <p>&lt;令2&gt; 5【総務省】 (14)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が実施する空家等対策については、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例を、市町村に令和3年中に周知する。 (関係府省:国土交通省)</p>	事例集の作成、周知【措置済み】	令和3年3月31日	<p>空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例については、事例集を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。 国土省HP: <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutaku_kentiku_house_tk3_000042.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutaku_kentiku_house_tk3_000042.html</a></p>	